

災害復旧資金の貸付け等（農業者）

概要	対象者	問い合わせ先
●農業特別対策資金 （農業近代化資金） 被災した農業者に、産業の復旧・経営の安定維持に必要な運転資金、及び設備施設資金をお申込みいただけます。 【運転資金】 貸付限度額：200万円 貸付利率：0% 償還期間：5年以内 （据置期間）：1年以内 償還方法：元本均等年賦払 【施設資金】 貸付限度額：1,000万円 貸付利率：0% 償還期間：15年以内 （据置期間）：3年以内 償還方法：元本均等年賦払	令和7年台風22号・23号による農業被害を受けた者で、八丈町より農業被害認定証明を受けている農業者等 【運転資金】 資金使途 ・農業経営維持のために必要な種苗や肥料、薬剤等の購入費 ・経営の安定維持に必要な運転資金 【施設資金】 資金使途 ・農業被災前の当該施設と同程度の施設取得 ・施設修繕のための資材購入 融資率：80%（認定農業者は100%） 融資機関：東京都信用農業協同組合連合会 保証機関：東京都農業信用基金協会 貸付利率：東京都が金利相当額を全額利子補給することで無利子 受付期間：令和7年10月31日～ 令和8年 3月31日まで 申込方法：東京都信用農業協同組合連合会 へお問い合わせ下さい。 注1）融資及び保証に当たって所定の審査があります。 注2）保証機関の利用に当たって所定の保証料がかかります。	【相談窓口】 町役場 産業観光課 産業係 04996-2-1125 【問合せ先・申請先】 東京都信用農業協同組合連合会 融資部 融資課 042-523-3151

概要	対象者	問い合わせ先
●農林漁業セーフティネット 資金（農業） 災害や社会的・経済的な環境の変化の影響を受けた方の資金繰りを支援する資金。 【資金使途】 経営の安定を図るのに必要な資金 【融資限度額】 一般：600万円 特認：年間経営費等の6/12以内（簿記記帳を行っており特に必要と認められる場合） ※最低限度額は設けておりません。 【融資期間】 15年以内 （うち据置期間3年以内） 【担保・保証人】 ご相談の上、決めさせていただきます。 【金利】 借入時の金利は、金融情勢により変動します。最新の金利は日本政策金融公庫にご照会ください。	【利用要件】 <u>「対象者」が以下のいずれかに該当する場合にご利用いただけます。</u> [1.災害] 災害（台風、冷害、干ばつ、地震等）の被害を受けた。 [2.行政指導] BSEや鳥インフルエンザ等の発生に伴う家畜の殺処分や、畜産物の移動制限を受けた。 [3.社会的または経済的環境の変化による経営状況の悪化] • 最近の決算期における粗収益が前期に比し10%以上減少している。 • 最近の決算期における所得率または純利益額が前期に比し悪化している。 • 最近の決算期における所得の赤字幅が前期に比し縮小したものの、依然として赤字が生じている。 • 前期の決算期において所得で赤字が生じており、最近の決算期において所得が黒字化したものの、2期合計で赤字である。 • 前期の決算期において所得で赤字が生じており、最近の決算期において所得が黒字化したものの、債務償還可能年数（長期負債÷（純利益額＋減価償却費））が20年以上である。 • 売掛金等債権の回収条件、買掛金等債務の支払条件その他の取引条件の悪化が生じている。 • 一時的な農産物価格の低下や資材価格の	【相談窓口】 町役場 産業観光課 産業係 04996-2-1125 【問合せ先・申請先】 日本政策金融公庫 東京支店 農林水産事業 03-3270-9793

	高騰等社会的な要因により経営に著しい支障を来している（ただし農業経営に著しい影響を及ぼすとして主務省が指定した事象に限る）。 ・感染症により資金繰りに支障を来している又は来すおそれがある（ただし農業経営に著しい影響を及ぼすとして主務省が指定した感染症等に限る）。 ・取引先金融機関の業務停止命令や、貸し渋り等の影響を受け、資金調達に支障を来している。 ・取引先の倒産により、農産物の販売や資材の仕入れ等に支障を来している。 【対象者】 [1.認定農業者] 農業経営改善計画を作成して市町村長等の認定を受けた個人・法人 [2.認定新規就農者] 青年等就農計画を作成して市町村長の認定を受けた個人・法人 [3.主業農業者] （個人） 農業所得が総所得の過半を占める、または農業粗収益が 200 万円以上の個人 （法人） 農業売上高が総売上高の過半を占める、または農業売上高が 1,000 万円以上の法人 [4.その他] 農業経営開始後 3 年以内の者・集落営農組織等 申込方法：日本政策金融公庫へお問い合わせ下さい。	
--	--	--

	注1) 審査の結果により、ご希望に沿えない場合がございます。 注2) 上記以外にも資金をご利用いただくための要件等がございます。詳しくは日本政策金融公庫までお問い合わせください。	
--	---	--

災害廃棄物の処理手数料の減免等

概要	対象者	問い合わせ先
災害により発生した農業用生産施設（農業用ハウス）の廃棄物（町の処理施設に自己搬入されたもの）について処理手数料を減免します。 搬入先：有明興業（八丈島営業所）	農業者から排出される農業用生産施設（農業用ハウス）に対する災害廃棄物を処分する方 <u>※令和7年11月14日以降の搬入については、町（産業係）より発行された罹災証明書の提示が必要です。</u>	住民課環境係 04996-2-1123 産業観光課産業係 04996-2-1125 （内線：231）